

建設キャリアアップシステム処遇改善推進九州地方協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進九州地方協議会(以下「九州地方協議会」という。)という。

(目的)

第2条 九州地方協議会は、国土交通本省において設置された建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会(以下、「全国協議会」という。)における取組方針等を踏まえて、九州地方における行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって、建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済(以下、建退共)の普及等に向けた取組を進めるとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 九州地方協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた処遇改善の取組に関する関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 二 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 三 その他九州地方協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 九州地方協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業者団体
- 二 建設工事の発注者団体
- 三 建設業に係る団体
- 四 厚生労働省 九州厚生局
- 五 厚生労働省 福岡労働局、佐賀労働局、長崎労働局、熊本労働局、大分労働局、宮崎労働局、鹿児島労働局
- 六 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 七 日本年金機構 九州地域部
- 八 国土交通省 九州地方整備局
- 九 その他九州地方協議会が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 九州地方協議会に会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省九州地方整備局建政部長をもってあてる。
- 3 会長は、九州地方協議会を代表し、運営を統括する。

(協議会の招集)

第6条 九州地方協議会の招集は、会長が行う。

- 2 九州地方協議会は、年1回以上開催（WEBや書面による開催を含む）する。

(事務局)

第7条 九州地方協議会の事務は、国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課が行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、九州地方協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 本地方協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月29日より施行する。（平成30年2月15日一部改訂、平成30年8月31日一部改訂、令和4年1月20日一部改訂、令和5年12月22日一部改訂、令和8年2月12日一部改訂）